

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2721号

平成27年11月 4 日水曜日 第2721号

◇ 目 次 ◇
告 示

 土地収用法に基づく事業の認定
 (用地課)…1111

 指定道路の指定
 (東予地方局四国中央土木事務所)…1112

 開発行為に関する工事の完了(2件)
 (中予地方局建築指導課)…1112

告 示

#### ○愛媛県告示第1323号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 起業者の名称 大洲市
- 2 事業の種類 長浜観光拠点整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 愛媛県大洲市長浜地内
  - (2) 使用の部分
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 申請に係る事業は、愛媛県大洲市長浜地内を起業地とする 「長浜観光拠点整備事業」(以下「本件事業」という。)であ

本件事業は、大洲市長浜地域にある長浜大橋等の観光客の利便性の向上等を目的として、同市が設置する駐車場及び公衆便所等に関する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を 充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業は、大洲市議会において大洲市一般会計予算の議決

を受け施行するものであることから、大洲市は、本件事業を施 行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を 充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
  - ア 事業の施行により得られる公共の利益

大洲市長浜地域には、長浜大橋、旧長浜町庁舎及び未永家 住宅等の文化財並びに長浜高校水族館があり、近年これらの 観光客が増加している。しかしながら、当該地域に観光客が利用可能な駐車場がなく、違法駐車が発生している。また、公衆便所もない状況である。

本件事業の施行によって、駐車場及び公衆便所が整備され、 観光客の利便性が高まり、観光の振興に寄与するとともに、 違法駐車の発生を防ぎ地域の良好な生活環境を整えることが できると認められる。

さらに、長浜商店街沿いに整備することで、観光客を長浜 商店街へ導引でき、商業の振興にも寄与することとなる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は大規模で環境へ大きく影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営による周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、 相当程度存在すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ず べき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微で あると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、技術的条件、 社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総 合的に最も優れた案を採用していると認められる。

#### 工 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益 を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の 利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで 述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して 最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
  - ア 事業を早期に施行する必要性

大洲市長浜地域には、平成23年まで駐車場と公衆便所があった。これが、河川改修工事により撤去せざるをえなくなり、現在まで未整備の状況である。平成23年から平成25年までの間は、長浜大橋の修繕作業があったため、観光客数が減少していたので大きな支障はなかったが、修繕作業終了後、観光客数が回復し、違法駐車が発生するようになった。さらに、

平成26年12月に長浜大橋が国の重要文化財に指定されたことに伴い、観光客数の増加が見込まれ、現状のさらなる悪化が予想されることから、早期に整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いもの と認められる。

### イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を すべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

大洲市役所長浜支所地域振興課

#### ○愛媛県告示第1324号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年11月4日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年10月26日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分字馬木1206番1の一部、1207番2の一部、 1206番1地先農道水路、1207番2地先農道水路

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 98.68メートル
- (2) 幅員 450メートル

## ○愛媛県告示第1325号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年11月4日

#### 愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第28号 平成27年10月22日	伊予郡砥部町上原町139番 1 、135番 1 、136番 1 、139番 1 地先農道水路	松山市古川北四丁目 8 番27号 株式会社 共栄建設 代表取締役 山 本 澄 雄

## ○愛媛県告示第1326号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年11月4日

# 愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第29号 平成27年10月23日	伊予郡松前町大字北川原字原端901番 1	松山市久米窪田町298番地 ルトワヴェール B 102号 三 輪 真紀子

平成27年11月4日 発行 1112